

健康福祉委員会 令和4年9月27日
健康政策部 資料66番
所管 感染症対策課

## 新型コロナウイルス感染症陽性者全数届出見直しについて

厚生労働省は、令和4年9月8日に「With コロナに向けた政策の考え方」を決定し、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に基づく医師の届出（発生届）の対象を4類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めていくこととした。

### 1 発生届対象の4類型

- (1) 65歳以上の者
- (2) 入院を要する者
- (3) 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与が必要な者。又は、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス感染症罹患により新たに酸素投与が必要な者
- (4) 妊婦

### 2 発生届の対象の限定開始

令和4年9月26日から、全国で開始

### 3 全数把握の継続及び集計・公表

見直し後は、発生届による患者数の全数把握ができなくなるため、医師（医療機関）は新型コロナウイルス感染症と診断された者の年代別総数を報告する。

### 4 患者の療養解除基準及び外出自粛

届出の有無に関わらず、適用することとし、いずれの場合であっても感染症法に基づき、自宅・宿泊施設等からの外出自粛を求める。

### 5 健康観察

届出の対象外となる患者は、陽性者登録センターに登録を行うことで、速やかな療養に繋げることが可能となる。

### 6 濃厚接触者の待機期間

従前どおり、感染症法に基づき外出自粛を求める。